

本文

本文

官報

第四千八百五十九號

明治三十二年九月九日 土曜日

印刷局

○訓令

農商務省訓令第四十一號

國有林施業案編成規程左ノ通り相定ム

明治三十二年九月九日

國有林施業案編成規程

第一章 總則

第一條 國有林ノ施業案ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ編成スヘレ但シ保安

林施業案ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

施業案ハ森林施業ノ方式トナルヘキ各種ノ案、簿及表ヲ謂フ

第二條 施業案ハ森林ヲ法正ナル狀態ニ導キ其ノ利用ヲ永遠ニ保續スルノ目

的ヲ以テ編成スヘン

第三條 施業案ハ境界測量ヲ完了シ施業上要急ノ箇所ニシテ獨立ノ事業區ヲ

設クルニ足ルヘキモノニ付編成スヘシ

第四條 施業案ノ編成ハ左ノ順序ニ依ル

一 森林區劃

二 森林調查

三 収穫豫定

四 造林豫定

五 施業案説明書ノ調製

第六條 林木形數表ノ百分率表、實積係數表及材積收穫表ノ調製

第五條 施業案ハ十年毎ニ検訂ヲ行フモノトス但シ特別ノ事由アルトキハ此

ノ期限ニ達セサルモ検訂ヲ行フコトヲ得

検訂トハ森林ノ現況ト施業案實行ノ成績ヲ觀察シ將來ニ對スル該案ノ適

否ヲ審査シテ之ヲ訂正シ又ハ改定スルコトヲ謂フ

第六條 施業案ノ檢訂ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 森林區劃

第七條 森林ノ區劃シテ事業區、林班及小班ヲ設クヘシ

第八條 森林配置ノ狀況ニ依リ一小林區ヲ「簡事業區」トシ若ハ數箇、事業區

ニ區割スヘシ但シ施業上已ムコトヲ得の場合ニ於テハ他ノ小林區ニ屬ス

森林ヲ包容シテ事業區ヲ設クルコトヲ得

官報 第四八五九號 明治三十二年九月九日

第十八條 林班ノ番號ハ亞細比亞數字ヲ用ヒ一事業區ヲ通シテ之ヲ附スヘ

平地又ハ低丘地ノ森林ニ於ケル番號ハ東北隅ヨリ始メ南北ノ方向ニ順ヲ追

ヒ西面隅ニ終ハラシムヘシ

山地ノ森林ニ於ケル番號ハ可成前項規定ノ順序ニ依ルヘシ

第十九條 一林班中樹齡林地位等ニ著シキ差異アリテ彼此同時ノ更

新ヲ爲ス能ハサル場合ニ於テハ一林班ヲ若干數ニ區分シテ小班ヲ設クヘシ

但シ其面積ノ最小限、五段歩ヲ以テ標準ト爲スヘシ

施業上已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ一林班中ニ他ノ作業種ニ屬スル小班

ト雖之ヲ包容シタルコトヲ得サル場合ニ於テハ一小班ト

第二十條 喬林ニ在リテハ一林班中秋齡ヲ異ニスルモ其ノ差ニ二十年未満ナル

キハ立木又ハ土壌等ニ依リテ之ヲ標示スヘシ

第二十二條 小班ノ記號ハ一林班毎ニ羅馬字(abc...)ヲ用ヒ第十八條第二項

及第三項ノ規定ニ準シ順次ニ之ヲ附スヘシ但シ一林班中ニ包容セラル除

地ニハ量定ニ附スヘシ

第二十三條 事業區、林班及小班ノ區割ノ設計ヲ終ハリタルトキハ左ニ掲ク

ル境界線等ノ測量ヲ爲スヘシ

一事業區ノ境界

二、區割線

三、林班ノ境界

四、小班ノ境界

五、林業上ノ生產地ト林業上ノ除地、道路、河川、池沼、溝渠、防火線、區割線

六、土場、駁木場、毛地、官舍敷地、年期貸下地、賣拂、耕飼地等トノ境界

七、普通施業地ト施業制限地(地主權及地役權ニ承認地、砂防法ニ依ル砂防

設備地、保安林部分林入會地等)トノ境界

八、高級樹線

九、林業上ノ生産地ト林業上ノ除地、道路、河川、池沼、溝渠、防火線、區割線

十、土場、駁木場、毛地、官舍敷地、年期貸下地、賣拂、耕飼地等トノ境界

十一、普通施業地ト施業制限地(地主權及地役權ニ承認地、砂防法ニ依ル砂防

設備地、保安林部分林入會地等)トノ境界

十二、高級樹線

十三、林班ノ境界

十四、小班ノ境界

十五、林班ノ境界

十六、小班ノ境界

十七、林班ノ境界

十八、小班ノ境界

十九、林班ノ境界

二十、小班ノ境界

二十一、林班ノ境界

二十二、小班ノ境界

二十三、林班ノ境界

二十四、小班ノ境界

二十五、林班ノ境界

二十六、小班ノ境界

二十七、林班ノ境界

二十八、小班ノ境界

二十九、林班ノ境界

三十、小班ノ境界

三十一、林班ノ境界

三十二、小班ノ境界

三十三、林班ノ境界

三十四、小班ノ境界

三十五、林班ノ境界

三十六、小班ノ境界

三十七、林班ノ境界

三十八、小班ノ境界

三十九、林班ノ境界

四十、小班ノ境界

四十一、林班ノ境界

四十二、小班ノ境界

四十三、林班ノ境界

四十四、林班ノ境界

四十五、林班ノ境界

四十六、林班ノ境界

四十七、林班ノ境界

四十八、林班ノ境界

四十九、林班ノ境界

五十、林班ノ境界

五十一、林班ノ境界

五十二、林班ノ境界

五十三、林班ノ境界

五十四、林班ノ境界

五十五、林班ノ境界

五十六、林班ノ境界

五十七、林班ノ境界

五十八、林班ノ境界

五十九、林班ノ境界

六十、林班ノ境界

六十一、林班ノ境界

六十二、林班ノ境界

六十三、林班ノ境界

六十四、林班ノ境界

六十五、林班ノ境界

六十六、林班ノ境界

六十七、林班ノ境界

六十八、林班ノ境界

六十九、林班ノ境界

七十、林班ノ境界

七十一、林班ノ境界

七十二、林班ノ境界

七十三、林班ノ境界

七十四、林班ノ境界

七十五、林班ノ境界

七十六、林班ノ境界

七十七、林班ノ境界

七十八、林班ノ境界

七十九、林班ノ境界

八十、林班ノ境界

八十一、林班ノ境界

八十二、林班ノ境界

八十三、林班ノ境界

八十四、林班ノ境界

八十五、林班ノ境界

八十六、林班ノ境界

八十七、林班ノ境界

八十八、林班ノ境界

八十九、林班ノ境界

九十、林班ノ境界

九十一、林班ノ境界

九十二、林班ノ境界

九十三、林班ノ境界

九十四、林班ノ境界

九十五、林班ノ境界

九十六、林班ノ境界

九十七、林班ノ境界

九十八、林班ノ境界

九十九、林班ノ境界

一百、林班ノ境界

製スヘシ

第十八條 基本圖ヲ分圖ト爲ス場合ニ於テハ適宣ノ繪尺ニ依リ別ニ全事業

區ヲ調査シ得ヘキ位置圖ヲ調製スヘシ

第三章 森林調査

第一節 地況ノ調査

一、地況ノ調査

二、林況ノ調査

三、將來施業ノ見込ノ調査

四、既往ノ收入及支出ノ調査

五、参考事項ノ調査

前項第一號乃至第三號ノ調査成績ハ第二號様式ノ森林調査簿ニ記載スヘ

シ

一、地況ノ調査

二、林況ノ調査

三、將來施業ノ見込ノ調査

四、既往ノ收入及支出ノ調査

五、参考事項ノ調査

前項第一號乃至第三號ノ調査成績ハ第二號樣式ノ森林調査簿ニ記載スヘ

シ

一、地況ノ調査

二、林況ノ調査

三、將來施業ノ見込ノ調査

四、既

伐薪林ニ在リテハ回歸年ヲ以て立木地合計面積ヲ除シタル商共其ノ十
倍ノ面積ヲ記入スヘシ
五 地摘要第三十七條及第三十八條ノ規定ニ依リ定メタル等級ヲ記入シ其
摘要欄ニハ第三十三條乃至第三十六條ノ規定ニ依リ調査シタルモノ
ヲ記載スヘシ
六 樹種名ハ片假名ヲ用ヒ第四十條ノ規定ニ依リ調査シタル混生部合ヲ記
入スヘシ
七 中林ニ在リテハ上木下木トワ二段ニ分記スヘシ
八 林陳密度ハ第四四十七條及第四八條ノ規定ニ依リ調査シタルモノヲ記入
シ一町歩ニ對スル立木本數ヲ記入シタルトキハ括弧ヲ附スヘシ
九 林木摘要欄ニハ生長及混生ノ狀況更新ノ方法等ヲ簡明ニ記載スヘシ
十 林齡、材積及平均生長ハ第四四九條乃至第五十一條及第五十七條乃至
十一 第六十條ノ規定ニ依リ調査シタルモノヲ記入スヘシ
十二 要件ヲ簡明ニ記載スヘシ
十三 林木摘要欄ニハ主伐ニ在リテハ豫備伐下種伐、受光伐、殿伐、皆伐、離伐
等間伐ニ在リテハ除伐、伐倒等ノ區別ヲ記載スヘシ
十四 最近五年生長量ハ既往五年間ニ於ケル五年生長量ヲ平均シタルモノ
ヲ掲クヘシ但シ矮林及中秋下木ニ付テハ第六四七條ノ規定ニヨリ調査
シタル平均生長量ヲ記入スヘシ
十五 斷面積ヲ記入スヘシ
十六 收獲豫定欄中主伐面積ノ部ニハ將來施業要略欄ニ記載セル事項ヲ參
照シ當年林分ノ主伐面積ノ部ニハ前同欄ノ記載スル所ニ依リ間
伐區域ノ全面積ヲ記入スヘシ
十七 第一施業期前後兩半期ニ編入スヘキ各合計面積ハ第九四七條ノ規定
十八 各林班編入施業期欄ニハ第九十條乃至第九十五條ノ規定ニ依リ定メ
十九 ダル施業期ヲ記入スヘシ
二十 收獲豫定欄中主伐面積ノ部ニハ將來施業要略欄ニ記載セル事項ヲ參
照シ當年林分ノ主伐面積ノ部ニハ前同欄ノ記載スル所ニ依リ間
伐區域ノ全面積ヲ記入スヘシ
二十一 第一施業期前後兩半期ニ編入スヘキ各合計面積ハ第九四七條ノ規定
二十二 赤色消線ヲ施シ欄入セシ欄ニ向ヒテ箭形ヲ記スヘシ其ノ幾部ヲ送リ
タルトキハ殘量ヲ其ノ上位ニ書スヘシ
二十三 林分ノ平均地盤齡ニ依リ算出スヘシ但シ九十一年八月三十日以前
過キタルモノノ及擇伐薪林ニ在リテハ直ニ現在材積ヲ記入スヘシ
二十四 在リテハ上木及下木ニ付其ノ材積ヲ二段ニ記入シ其ノ下木ニ在
リテハ確定面積中ノ全材積ヲ記入スヘシ

第九十條 各伐採割區中ノ林班ヲ適當ノ施業期ニ編入シ第二輪伐期ニ於ケル齡級配置ヲ整理スヨ計ルヘン但シ施業上已ムコトヲ得
林班ヲ二施業期以上ニ編入スルモノハ不可年成ニ輪伐期ニ達スヘキモノ
第一既ニ輪伐期ニ達シタルモノ及今後十年間ニ輪伐期ニ達スヘキモノ
二 今後十年間ニ輪伐期ニ達セザルモ林相及齡級配置ヲ整理スル爲伐探ス
ヘキモノ
三 地圖線及防火線設置、防風豫備其ノ他施業上已ムコトヲ得ス伐探スヘ
キモノ
第九十一條 第一施業期後半期ニ編入スヘキモノハ其ノ期間ノ林況ヲ豫想シ
テ之ヲ定ムヘシ
第九十三條 伐探順序ヲ整理スル爲第一施業期ノ始ニ於テ伐探シ直ニ造林シ
得ベキモノハノ後年輪伐期ノ最終施業期ニ編入スヘシ
第九十四條 一作業級中ノ散生地若ハ未立木地ニシテ森林ニ在リテ五年以内
喬林ニ在リテ十年以内ニ造林シ得ベキモノハ第一輪伐期ノ最終施業期ニ編
入スヘシ
第九十五條 一作業級中樹種變更ノ爲造林ニ重キヲ置クモノニ在リテハ造林
豫定ニイエスヘキ施業期ニ編入スヘシ
第四節 伐探量ノ算定
第九十六條 伐探量ヲ定ムルニハ主トシテ面積ヲ標準トシ各施業期ニ略均
メ伐探面積ヲ分配ズヘシ
第一 施業期ニ關スル分ハ更ニ前後兩半期ニ分配シ第二施業期以後ニ關スル
部分ニ各期ニ分配スルモノヲ要セズ
第九十七條 施業期ノ各半期ニ關スル面積ノ標準ハ皆喬林及前更喬林
ニ在リテハ總面積ヲ輪伐期ニテ除シシム年伐面ノ十倍擇伐喬林ニ在リテハ
立本地合面積ヲ回歸年ニテ除シタル商ノ十倍又中林ノ下木及矮林ニ在リ
テハ總面積ヲ輪伐期ニテ除シタル年伐面ノ十倍又五倍ノセリ
第九十八條 喬林ニ於テ第一施業期後半期ニ編入セル合計面積前條ノ標準面積比シ過不足アルトキハ現在齡級面積ト法正齡級面積トノ對照シ老
幼木ノ割合ヲ參照シ適當ノ林分ヲ第二施業期以後ニ續下ケ又ハ第二施業期
以後ヨリ續上クヘレ
前項ノ續上ケ及續下ケハ老熟木多キ場合ニ於テハ標準面積ノ百分ノ一十ヨ
リ多カラスル面積ヲ増加シ幼級木多キ場合ニ於テハ同一部合面積ノ減少
スルコトヲ得但シ第九十至九十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラズ
第一百條 第一施業期前半期ノ伐探量ハ主伐ト間伐ニ區別スヘ
更新ヲ要スル場合ニ於ケル伐探ヨリ生スル收獲、防風豫備ノ爲ニ
行フ離伐ノ收獲及地種替ノ爲ニ生スル收獲ヲ主伐收獲ト謂フ
更新ヲ要セサル場合ニ於ケル伐探ヨリ生スル主林木ノ收獲及副林

第四號樣式

何大林區
何小林區
何々事業區
標準地材積調查表

明治何年何月何

何官何某調製

第三號樣式

區區區區

齡 級 表

明治何年何月

何官何某調製

第二號樣式

何大林業區
何小林業區
何々事業區

森 林 調 查 簿

明治何年何月

何官何某調製

第五號樣式

何々事業
林林區
大小
何

標準木材積調查表

明治何年何月

何官何調製

第六號樣式

何々事業
林林區
大小
何
施

明治何年何月

何官何調製

林班小班		林班大班		林班中班		林班大班	
標準地番號	標準地番號	標準木番號	標準木番號	標準地番號	標準地番號	標準木番號	標準木番號
標準木番號種類	標準木番號種類	標準木番號種類	標準木番號種類	標準木番號種類	標準木番號種類	標準木番號種類	標準木番號種類
樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)	樹胸高直徑(平均)
樹幹形數	樹幹形數	樹幹形數	樹幹形數	樹幹形數	樹幹形數	樹幹形數	樹幹形數
全木形	全木形	全木形	全木形	全木形	全木形	全木形	全木形
長 直 徑 縱 分 米	直 徑 橫 分 米	圓面積 平均 平方尺	直 徑 縱 分 米	直 徑 橫 分 米	圓面積 平均 平方尺	長 直 徑 縱 分 米	直 徑 橫 分 米

收穫量定		各林班		收穫量定		各林班	
I ₁ 有林地 主伐面積 面積	面積	I ₂ 有林地 主伐面積 面積	面積	I ₁ -VIII 主伐面積 面積	面積	I ₂ -VIII 主伐面積 面積	面積
最近過年生長量	最近過年生長量	最近過年生長量	最近過年生長量	最近過年生長量	最近過年生長量	最近過年生長量	最近過年生長量
各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積	各林班 主伐期 面積
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

林地積要		木材積要		木材積要		木材積要	
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積	材積
計尺	計尺	計尺	計尺	計尺	計尺	計尺	計尺
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

第七號樣式

何々事業
林林區
大小
何年 明治
年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

年 明治

第4859号

卷之三

三四三

官報 第四八五九號

第四八五九號

明治三十二年九月九日

第十號樣式

區年業事明治至年明治自明治查照間伐何々々

何小林區署

第九號樣式

區區年華業事查照伐主自明治年至明治

何小林區署

行

第八號樣式

區
區
區
區
別
籤
實行
主伐
外定豫

何小林區署

第4859号

木

第十三號樣式

區區業事至明治年滿
自明治年造林照查

何小林署

第十二號樣式

區年案明治至年造業事年明治至年造業事年自明治

何小林區署

第十一號樣式

何大林區
何小林區
何々事業區
造林基泰

明治何年何月

何官何某調製

(一六)

第4859号

支

七

第四八五九號

明治三十二年九月九日

一四七

樹幹全長ニ對スル 枝下ノ長サノ割合	樹幹材積ニ對スル枝材積ノ百分率					
	葉		共	葉		無シ
松	杉	何々	松	櫟	何々	
0.9						
0.8						
0.7						
0.6						
0.5						
0.4						
0.3						
0.2						

第十五號樣式

何大林
何小林
何々事業區

枝條百分率表

明治何年何月

何官何某調製

實積係數表 (樹種何)

等級	係數 0.009	一捲材積 尺メ	一捲生木量及 實	備考

第十六號樣式

何 大 林 區
何 小 林 區
何々 事 業 區

實 積 係 數 表

明治何年何月

何官何某調製

第十四號樣式

何 大 林 區
何 小 林 區
何 事 業 區

何々幹材(全木)形數表

